

【転入】町田市へお引越しされた方へ…

住所変更の手続きの他に、主に以下の手続きがあります。

・マイナンバーカード ・特定在留カード ・特定特別永住者証明書 をお持ちの方	継続利用の手続き、記載内容の変更等があります。カードをご提示ください。 転入手続き時にカードを提示されなかった方は転入届出日から９０日以内の手続きが必要です。 なおマイナンバーカードについては前住所地で発行された署名用電子証明書は失効しています。 ※マイナンバーカードは異動日から１４日以内かつ転出予定日から３０日以内に転入手続きをしなければ廃止となります。
在留カードを お持ちの方	記載内容が変更となります。在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書を お持ちの方	記載内容が変更となります。特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録を 希望される方	印鑑登録は各市区町村ごとでの登録となります。 登録を希望される方は新たに登録をしてください。
旧氏を住民票に 記載していた方	前住所地にて旧氏を住民票に記載していた方は引き続き記載されます。
本籍を町田市に 変更される方	本籍の異動を希望される方は住民票の異動手続きとは別に戸籍の届出が必要となります。
国民健康保険に 加入される方	前住所地にて国民健康保険に加入されていた方で町田市でも引き続き加入される方は資格確認書または資格情報のお知らせを発行いたします。
国民年金に加入されている方 年金を受給されている方	原則として年金の住所変更の手続きは不要です。ただし、受給中の方で個人番号と基礎年金番号が紐づいていない方などは手続きが必要な場合があります。
海外から転入された方で 厚生年金に加入していない方	２０歳以上６０歳未満の方は国民年金に加入する手続きが必要です。 保険料の支払いが困難な場合は免除の制度もありますのでご相談ください。
後期高齢者医療	７５歳以上の方が対象です。資格確認書及びその他各種医療証は新住所地に特定記録郵便で届きます。手続きの必要はありません。
介護保険	前住所地で介護認定を受けていた方は転入日から１４日以内に手続きをしてください。前住所地で発行された介護保険受給資格証明書をお持ちの方は手続きの際に提出してください。前住所地で「事業対象者」としてサービスを受けていた方はお問い合わせください。 ⇒ １階 １１２窓口 高齢者相談窓口
シルバーパス	満７０歳以上の方が対象です。費用と必要書類を持参の上ご購入ください。 ⇒ ７階 ７０３窓口 いきいき総務課窓口（※ご案内のみ） ★市内の購入窓口は次の３か所です（取扱い：神奈川中央交通） 町田駅前サービスセンター・・・（０４２－７２８－４０８１） 町田ターミナルサービスセンター・・・（０４２－７２２－２９２１） 町田営業所・・・（０４２－７３５－５９７０）
障害者手帳・福祉手当 難病等医療費助成	個々の状況により手続きが異なりますのでお問い合わせください。 ⇒ １階 １１４窓口 身体・知的の障害者手帳や福祉手当、難病等 精神障害者手帳や自立支援医療（精神通院）等
その他の医療費助成	大気汚染医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療・養育医療 ⇒ ７階 ７０４窓口 保健予防課

児童手当を申請される方	高校生相当年齢までのお子様を養育している方が対象です。 (お子様と別居の方も含まれます。) ⇒ 2階 202窓口 子ども総務課
子どもの医療費助成制度を申請される方	乳幼児(未就学児)・義務教育就学児(小・中学生)・高校生等(高校生相当年齢)が対象の医療費助成制度です。 ⇒ 2階 202窓口 子ども総務課
ひとり親家庭の方	ひとり親家庭等を対象とした助成制度があります。 ⇒ 2階 202窓口 子ども総務課
公立小中学校へ転校される方	在学証明書と教科書給与証明書をご提示ください。 転入学のお知らせを発行いたします。新しい学校にご提出ください。 (その他ご相談等は10階 1002窓口 学務課)
就学援助・奨励費を申請される方	小・中学校でかかる費用を援助する制度です。 ＜提出書類等＞認定申請書、所得証明書 ⇒ 10階 1002窓口 学務課
学校教材等について	学校教材等の申込手続きが必要です。新しい学校で渡される書類にそってお手続きください。(10階 1001窓口 教育総務課)
予防接種 母子健康手帳 妊婦・乳幼児健康診査	子どもの予防接種は転入の翌月中旬に個別に通知いたします。予診票は医療機関に設置してある町田市のものを使用させていただきます。 母子健康手帳は前住所地のものをそのままお使いください。 妊婦の方がいる場合、妊婦面接のご案内、母子バッグや出生通知票等をお渡しします。また、都外から転入された方は妊婦健康診査受診票等を交換します。 転入前に直近の乳幼児健診(3歳児健診や1歳6か月児健診など)を受診できていない場合は保健予防課へご連絡ください。 ⇒ 7階 704窓口 保健予防課
125cc以下のバイクの登録	前住所地で廃車手続きをしておらず、町田市で引き続き使用する場合は標識交付証明書、前住所地のナンバープレート、届出者の本人確認書類をお持ちください。なお、廃車手続きがお済みの方は廃車申告受付書、届出者の本人確認書類をお持ちください。 ⇒ 2階 206窓口 市民税課、忠生市民センター、鶴川市民センター
犬の登録	前住所地の犬鑑札を町田市のものとの交換します。 未登録の方は町田市で新規の登録をしてください。 ※前住所地の犬鑑札が無い場合でも犬登録の手続きが必要になります ⇒ 7階 705窓口 保健総務課、 町田市保健所中町庁舎 生活衛生課、各市民センター

市役所での手続きの他に、以下の手続きがございます。
参考までに、一般的なものをご紹介します。

水 道	使用開始の手続きをしてください。 水道局お客さまセンター(0570-091-100)
郵 便	郵便局へ届け出ると旧住所宛の郵便物が1年間新しい住所へ転送されます。 詳しくは郵便局にお問い合わせください。
運転免許証	運転免許証の住所変更が必要になります。東京都内にある警察署に申請してください。参考に町田市近辺の警察署をご案内します。 町田警察署 (042-722-0110) 南大沢警察署 (042-653-0110)
その他	電気・ガス・電話・銀行の口座・クレジットカードなども住所変更が必要です。 各社にお問い合わせください。
＜お問合せ先＞ 町田市役所代表電話(受付時間:午前7時～午後7時) TEL 042-722-3111 FAX 042-724-5600 mail 5656@machida.call-center.jp	

【2026.6】